

定款の改定に関する新旧対照表

(旧)	(新)
<p>第5条</p> <p>2. 学術評議員は、正会員の中から概ね25名に1名の割合を持って<u>選出される。</u> なお、端数の取り扱いについては理事会で定める。</p> <p>3. <u>学術評議員は、正会員による学術評議員選挙により選出する。</u>学術評議員選挙を行うための手続は社員総会で定める選挙規程による。</p> <p>5. 第3項の学術評議員選挙において、立候補した正会員は他の正会員と等しく学術評議員を選挙する権利を有する。<u>理事又は理事会は、学術評議員を選出することはできない。</u></p> <p>6. 第3項の学術評議員選挙は、2年に1度実施することとし、学術評議員の任期は選出の2年後に実施される学術評議員選挙により新たな学術評議員が選出される時までとする。（「ただし、・・・」以下に変更無し）</p>	<p>第5条</p> <p>2. 学術評議員は、正会員の中から概ね25名に1名の割合を持って<u>正会員による選挙を経て選出する。</u>なお、端数の取り扱いについては理事会で定める。<u>また、選挙によらず、理事会は最大5名まで学術評議員候補者を正会員から指名できる。</u></p> <p>3. 学術評議員選挙を行うための手続<u>及び学術評議員の選出については社員総会で定める選挙規程による。</u></p> <p>5. 第3項の学術評議員選挙において、立候補した正会員は他の正会員と等しく学術評議員を選挙する権利を有する。</p> <p>6. 第3項の学術評議員選挙は、2年に1度実施することとし、<u>選挙を経て選出された学術評議員の任期は選出の2年後に実施される学術評議員選挙を経て新たな学術評議員が選出される時までとする。</u>なお、<u>理事会の指名により選出された学術評議員の任期終了は選挙を経て選出された学術評議員と同じとする。</u></p>
<p>第6条 会員になろうとする個人又は団体は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならな</p>	<p>第6条 会員になろうとする個人又は団体は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならな</p>

<p>い。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。</p> <p>第 50 条</p> <p>2. 委員長は、<u>会員及び</u>学識経験者のうちから、理事会が選任する。</p> <p>(平成 27 年 10 月 15 日改定) (平成 29 年 10 月 25 日改定)</p>	<p>い。ただし、名誉会員・功労会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。</p> <p>第 50 条</p> <p>2. 委員長は、<u>会員</u>又は学識経験者のうちから、理事会が選任する。</p> <p>(平成 27 年 10 月 15 日改定) (平成 29 年 10 月 25 日改定) (平成 30 年 11 月 6 日改定)</p>
---	--

選挙規程の改正に関する新旧対照表

(旧)	(新)
<p>第 3 条 選挙管理委員会は、正会員に対して日本放射線影響学会学術評議員選挙立候補者募集を告知する。</p> <p>4. 正会員は、候補者リストから最大 5 名連記で無記名投票する。</p> <p>(第 12 項新設)</p> <p>(理事の選出)</p> <p>第 4 条</p> <p>12. 第 9 項、第 10 項及び第 11 項によ</p>	<p>第 3 条 選挙管理委員会は、正会員に対して日本放射線影響学会学術評議員選挙立候補者募集を影響学会通信及び電磁的方法によって告知する。</p> <p>4. 会費の滞納のない正会員は、候補者リストから最大 5 名連記で無記名投票する。</p> <p>12. 定款第 5 条第 2 項の規定により理事会で指名された学術評議員候補者は社員総会での決議により学術評議員に選出される。</p> <p>(理事の選出)</p> <p>第 4 条</p> <p>(第 12 項全文削除)</p>

<p><u>って上位9位以内の順位となった者のうち、獲得票数が有効投票数の過半数に満たない者については、順位をつけて理事候補者とし、社員総会に諮った上で社員総会において理事を選出する。</u></p> <p>1 <u>3</u> . 1 <u>4</u> .</p> <p>(監事の選出)</p> <p>第6条</p> <p>1 2 . 第10項及び第11項によって上位2位内の順位となった者については、監事候補者として社員総会に諮った上で社員総会において監事を選出する。</p> <p>1 <u>3</u> . 1 <u>4</u> .</p> <p>(平成27年10月15日改定) (平成28年4月12日改定) (平成28年10月25日改定) (平成29年10月25日改定)</p>	<p>1 2 . (条文の変更なし) 1 3 . (条文の変更なし)</p> <p>(監事の選出)</p> <p>第6条 (第12項全文削除)</p> <p>1 2 . (条文の変更なし) 1 3 . (条文の変更なし)</p> <p>(平成27年10月15日改定) (平成28年4月12日改定) (平成28年10月25日改定) (平成29年10月25日改定) (平成30年11月6日改定)</p>
---	--

*参考 「選出」と「選任」について

「選任」は一般社団法人の運営に関して、法人法で理事・監事・理事長について定められ、社員総会の承認をもってなされる。それに対して、「選出」は社員総会に先だて、選任の候補者を選挙で選ぶ手続きとして、定款・選挙規程で定められている。

“理事・監事・理事長”は選挙結果の確定（開票完了次第）をもって「選出」となり、その後、社員総会での承認をもって「選任」される（定款第24条、選挙規程4,5,6条）。

“学術評議員（法人法上の社員）”は「選出」のみで、開票完了次第ではなく、開票結果が定時社員総会で承認されることによって「選出」となる（選挙規程第3条第11項）。

学会規程の改定に関する新旧対照表

(旧)	(新)
<p>第4条 定款第23条第1項及び第2項に規定する理事長、<u>副理事長、常任理事、理事及び監事の選任</u>方法は、選挙規程による。</p> <p>第7条 定款第23条第4項の業務執行理事の権限は、以下の通りとする。</p> <p>(1) <u>副理事長は、理事長を補佐するとともに、本法人の事務の調整を行う。</u></p> <p>(2) <u>常任理事は、本法人の事務のうち総務部門及び財務・会計部門の事項を所掌するとともに、副理事長を補佐する。</u></p> <p>((3) 新設→)</p> <p>(平成28年6月28日改定) (平成29年6月5日改定) (平成29年10月25日改定)</p>	<p>第4条 定款第23条第1項及び第2項に規定する理事長、理事及び監事の選出方法は、選挙規程による。</p> <p>第7条 定款第23条第4項の業務執行理事の権限は、以下の通りとする。</p> <p>(1) 副理事長は、本法人の業務執行において理事長を補佐する。</p> <p>(2) 庶務を担当しない常任理事は、本法人の事務のうち財務・会計部門において、財務担当の副理事長を補佐する。</p> <p>(3) 庶務を担当する業務執行理事は本法人の事務のうち財務・会計部門以外の事項を所掌するとともに、事務業務全般の調整を事務局とともに行って、理事長を補佐する。</p> <p>(平成28年6月28日改定) (平成29年6月5日改定) (平成29年10月25日改定) (平成30年11月6日改定)</p>

会員規程の改定に関する新旧対照表

(旧)	(新)
<p>第5条</p> <p>3. 満65歳を越えた正会員で、60,000円を一括納入した場合は、これを終身会費とし、以後の会費は免除される。また、学術集会への参加費は無料とし、その抄録は開催場所で配布する。</p> <p>附則</p> <p><u>2 なお、法人化の時点で満65歳を越えていた会員は、60,000円より満65歳を越えてから納入した会費を差し引いた額を一括納入した場合、終身会費とし、以後の会費は免除される。</u></p> <p>(平成29年3月16日改定)</p>	<p>第5条</p> <p>3. 満65歳を越えた正会員で、60,000円を一括納入した場合は、これを終身会費とし、以後の会費は免除される。満65歳を越えて正会員会費を継続して納入した正会員は、60,000円より満65歳を越えてから納入した会費を差し引いた額を一括納入した場合、これを終身会費とし、以後の会費は免除される。また、学術集会への参加費は無料とし、その抄録は開催場所で配布する。</p> <p>附則</p> <p>(附則2削除)</p> <p>(平成29年3月16日改定) (平成30年11月6日改定)</p>